

# 鎌倉市立今泉小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月  
(令和2年5月改定)

鎌倉市立今泉小学校

## 【学校教育目標】

やさしく 強く 自ら学ぶ子

(1) やさしく

人と自然にやさしく

(2) 強く

課題に粘り強く取り組む姿勢や健やかな心と体で

(3) 自ら学ぶ子

主体的に課題を解決して自己をふりかえる

## 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

本校では、鎌倉市の基本方針に基づいて学校の内外を問わず、児童本人が「いじめ」と感じたものはすべて、「いじめ」としてとらえます。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがあります。

### \*心理的いじめ

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

### \*物理的いじめ

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

## 【いじめに対する基本認識】

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、次の視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る

- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある
- いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである
- いじめは、その行為や様態により、犯罪行為として取り扱われるものもある。

## 1. 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人によって感じ方やとらえ方が異なるため、「いじめ」なのかどうかの判断は慎重に行われなければなりません。大切なことは、いじめにつながる可能性があるすべての事例に対して、教職員がチームとなって迅速に対応することです。いじめの問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、早期に対応し、解消に向けて、適切に取り組めます。

本校のすべての子どもにとって、安全で安心して生活できる場所であるためにも、教職員が情報を共有し取り組むとともに、関係機関や教育委員会との連携も密にし、子どもたち一人ひとりに対しチームで支援する体制づくりを進め、未然防止、早期発見、早期対応と解消に努め、「いじめのない学校」を目指します。

また、いじめの問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組む必要があるため、日頃から地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めていきます。

### (学校及び教職員の責務)

いじめは、人間として決して許されない行為であることを教育活動全般を通して指導し、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組めます。

また、いじめが疑われる場合においても、適切かつ迅速にこれに対処し、解消と再発防止に努めます。

## 2. いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組

- 体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取組を進めます。
- 「特別の教科道徳」の時間や、様々な教育活動の機会を捉えて、児童(生徒)が主体的にいじめの問題に取り組めるよう、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを教え、児童がいじめの問題について、自ら考える機会を設けることが重要です。

- 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- 児童が主体的に考えられるよう、日頃から分かる授業を心がけ、授業づくりに努めます。
- 学校関係者や地域の方等との連携を通して、教育活動における様々な場面で「いのちの大切さ」を学ぶ機会を設定していきます。
- いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの様態や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- いじめの防止等のための対策に関する取組を年間計画に位置付けて実施します。

## (2) いじめの早期発見のための取組

- 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る問題である」という認識を持ち、学年・学級において、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努めます。
  - 学校は、けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切です。なお、いじめられていても、いじめを受けた児童がいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合があるため、注意深く状況を把握する必要があります。
  - 定期的にアンケート調査や個人面談等を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を次のように整え、児童からの相談に真摯に対応します。
- <定期的な調査方法>
- ① 児童対象いじめ等のアンケート調査 年3回（6月、11月、1月）
  - ② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による、児童からの生活や学習に関する相談・面談（原則としてアンケート調査実施後）
- 児童及び保護者が、いじめについての相談を、専門家（スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等）と行うことがしやすくなるよう、相談体制の整備を行います。

## (3) いじめの解消のための対応・措置

- いじめを見た、またはいじめの疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせ対応をします。
- 教職員がいじめに係る相談を受けた場合は、速やかにその事実の有無を確認するとともに、児童への支援・指導を迅速かつ適切に行います。
- 相談・通報のあった事案は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し、情報の共有と早期解決・解消に努めます。
- いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合には、学校は、いじめを受けた児童を守るため、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及び

その保護者に対して必要な支援を行います。

- いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行います。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受ける必要があると認められるケースは、保護者との相談の上、いじめた児童に対して、一定期間別室等において学習を行う措置を講じます。
- いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることが理解できるよう指導します。
- これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関、地域住民等との連携の下で取り組みます。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、鎌倉市教育委員会に報告・協議し所轄警察署との相談や学校警察連携制度の活用など、警察と連携して取り組みます。

#### **(4) インターネット上のいじめへの対応**

- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、携帯電話利用教室等、必要な情報提供・啓発活動を行います。また、学級活動や道徳、総合的な学習の時間、家庭科等各教科の授業の中で、情報モラル教育の一層の推進を図ります。
- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- インターネットを通じて行われるいじめについては、外部専門機関等への協力を得て、対応に努めます。

#### **(5) いじめの解消**

- いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。なお、いじめられた児童の立場に立っていじめにあたりと判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わずに指導することもあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、いじめを行った児童と保護者に対していじめを繰り返さず、学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている

必要があります。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市長又は学校いじめ防止対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできません。学校は、いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通していじめの再発を防ぎます。

### 3. いじめ防止等対策委員会の設置

いじめの防止等の取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、必要に応じて外部専門家の参画も得ながら、学校全体で組織的な対応を行い、いじめの防止等の対策のための組織を設置します。

#### 【構成員】

校長・教頭、総括教諭、教育相談コーディネーター、児童指導担当教員、学年、養護教諭等で構成し、対応する事案の内容に応じて学級担任等構成員や心理・福祉等に関する専門的知識を有する者、その他の関係者を追加することとします。

#### 【開催時期と内容】

いじめの事案が発生していない時は、児童指導委員会を中心とする専門委員会を学期に1回程度は開催し、児童の情報交換といじめ防止のための事例研究や研修を行います。

また、学校いじめ防止基本方針の見直しや、基本方針に基づく取組の計画や実施等のほか、次のことを担当します。

◇児童や保護者の相談や地域住民等からの通報の窓口

◇いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録

◇いじめの疑いのある情報があった際の学年会や職員会議等緊急会議の開催

◇関係する児童への事実関係の聴取など、いじめに関連する情報の迅速な収集及び調査

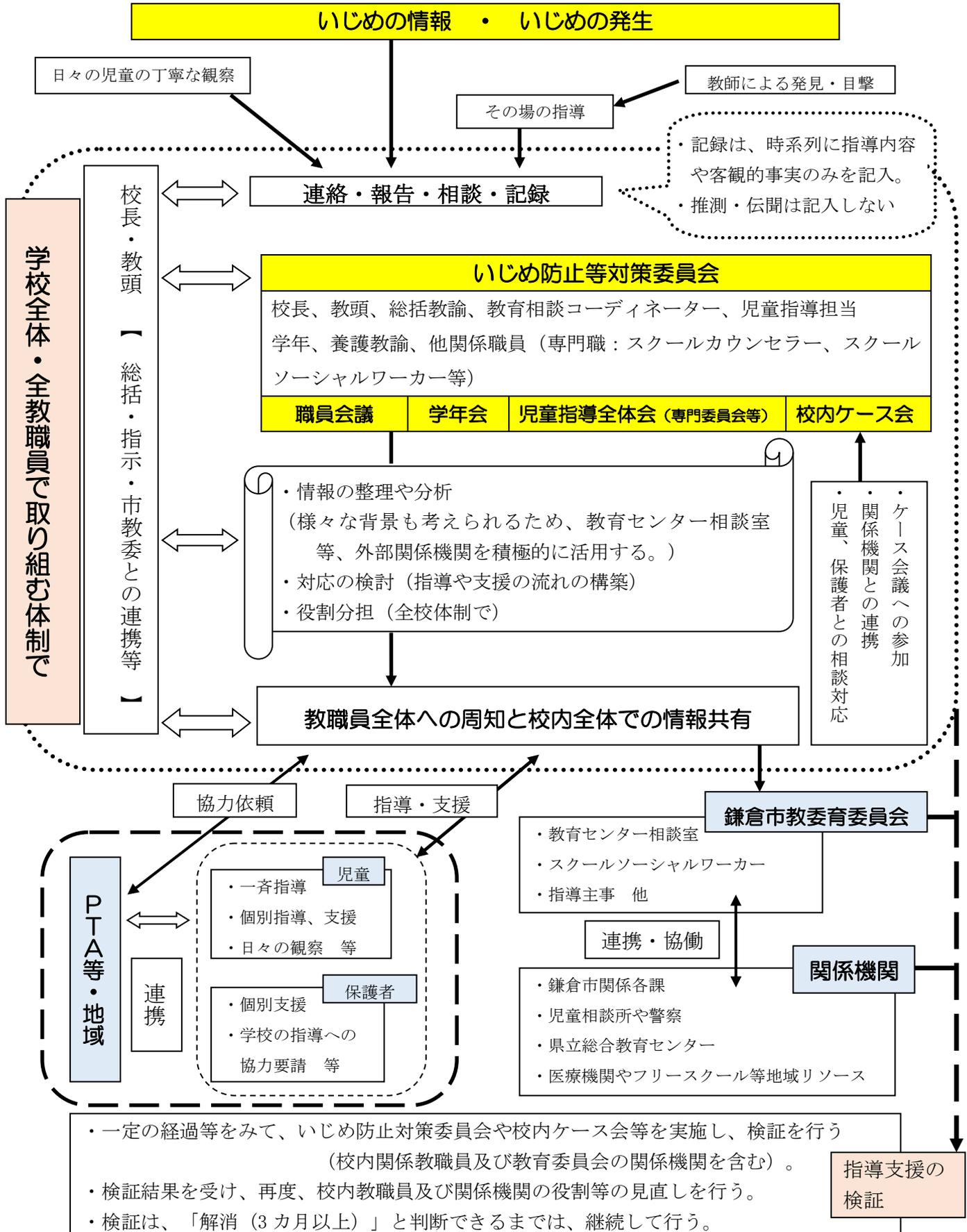
◇いじめを受けた児童に対する保護及び支援、並びにその保護者との連携

◇いじめを行った児童に対する指導、並びにその保護者との連携

◇在校生やその保護者に対する情報提供

#### 4. いじめ事案が発生した時の対応

いじめには多くの子どもたちが関係する場合があります。迅速にいじめの状況を把握するには、複数の職員によるチームでの対応が必要です。全教職員が同じ姿勢で取り組むことができるよう、学校全体で支え合う指導体制を進めることが大切です。



### (1) 重大事態とは

いじめを受けていた児童が自殺を企図する、身体に重大な傷害を負う、金品等に重大な損害を被る、精神性の疾患を発症するなど、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、若しくは、いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間（概ね 30 日。但し、連続して欠席している場合は、この目安にかかわらず。）欠席を余儀なくされている疑いがある場合を指します。

### (2) 重大事態の発生を受けた対応

- 重大事態については、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って、適切に対応します。
- 学校は直ちにいじめに係る重大事態と判断し、速やかに鎌倉市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議し「いじめ調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査に着手します。
- 児童やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査等に当たります。
- 調査に当たっては「いじめ防止等対策委員会」の構成員が中心となって進め、事態の収束まで調査を続けます。なお、事案内容により構成員については鎌倉市教育委員会と検討し、校長が任命します。

#### 【構成員】

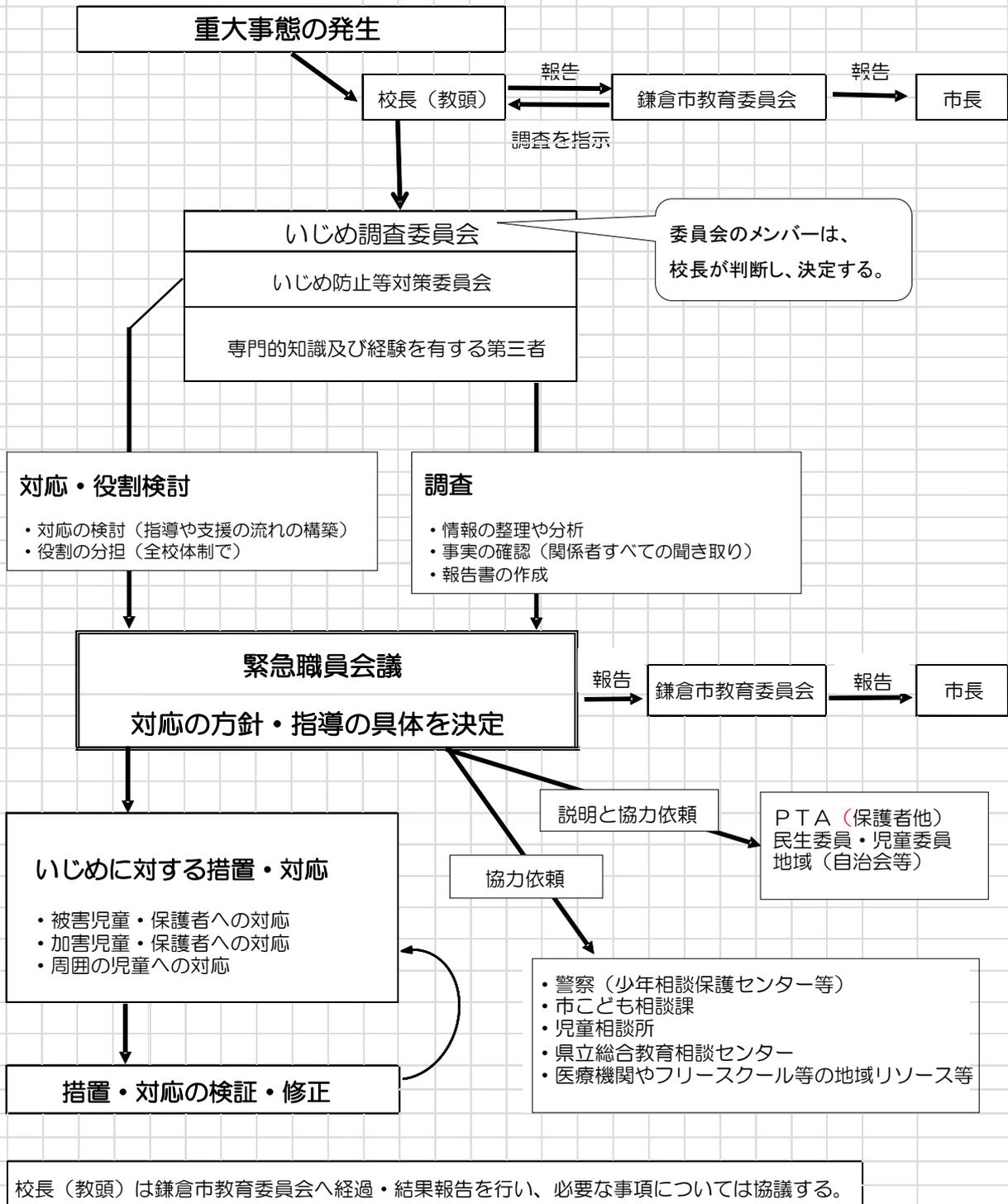
いじめ防止等対策委員会の構成員に加え、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

- 学校は調査内容を鎌倉市教育委員会へ報告するとともに、必要な対応を協議します。
- 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと判断した場合、鎌倉市教育委員会における調査を依頼します。
- 調査結果については、いじめを受けた児童および、その保護者の意向等を踏まえて、特段の支障がなければ、公表を行います。

### (3) いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

- 学校がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。
- 当該情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。
- 調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて報告します。

☆重大事態に対するフロー



6. その他

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

◇いじめの早期発見・解消に関する取組に関すること

◇いじめの再発を防止するための取組に関すること